

用語の定義	該当 条文	法第2条第6号
別棟扱いする場合の延焼のおそれのある部分の取扱い		
<p data-bbox="225 360 368 394">□ 内 容</p> <p data-bbox="225 416 1485 535">建築基準法施行令第36条の4、同第117条第2項及び同第126条の2第2項で別棟扱いをする区画の構造が明記されているが、この場合別々の建築物として、外壁の延焼のおそれのある部分の構造の制限はどうなるのか</p>		
<p data-bbox="225 792 368 826">□ 取 扱</p> <p data-bbox="225 848 1485 967">別棟扱いとなる条文は、施行令第36条の4の構造計算方法、同第117条第2項の避難施設及び同第126条の2第2項の排煙設備であり、これらの規定の適用についてのみ別棟扱いとしているので、延焼のおそれのある部分については、別棟として扱わない。</p>		
□関連資料		